

# 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム愛光苑

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第3370102208号)

### ◇ 目 次 ◇

1. 経営主体
2. 施設概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 事業者の義務等
8. ご入所者の義務
9. 損害賠償
10. 施設を退所していただく場合
11. 身元引受人
12. 苦情の受付について
13. 事故発生時の対応
14. 身体拘束に関する事項
15. 虐待防止に関する事項
16. 成年後見制度
17. 個人情報保護に関する事項

## 1. 経営主体

- (1) 社会福祉法人 鴻仁福社会
- (2) 所在地 702-0877 岡山県岡山市南区浦安本町8-1番地2
- (3) 電話 (086) 265-0877
- (4) 代表者 理事長 筒井 恵子
- (5) 責任者 施設長 筒井 恵子
- (6) 設立 平成2年9月21日
- (7) 開設 平成4年4月1日

## 2. 施設概要

- (1) 種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日 指定 岡山市3370102208号
- (2) 名称 特別養護老人ホーム 愛光苑
- (3) 目的及び運営の方針 特別養護老人ホーム(以下施設という)は介護保険法に従い、契約者(以下ご利用者という)がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的としています。ご利用者が居室及び共用施設等において日常生活を営むために必要な介護施設サービスを提供します。
- (4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上一階・一部2階
- (5) 建物の延べ床面積 1,999.47㎡
- (6) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
  - 「短期入所生活介護」平成4年4月1日開設 岡山市3370102208号 定員20名 H.12.4.1指定
  - 「通所介護」平成4年4月1日開設 岡山市3370102265号 定員40名 H.12.4.1指定
  - 「居宅介護支援事業」平成11年4月1日開設 岡山市3370100285号 H11.10.1指定
  - 「在宅介護支援センター」平成7年2月1日開設
- (7) 経営理念 私達は 満足を創造する施設です  
支援する施設です  
力を合わせる施設です  
正直な施設です  
元気な施設です  
成長する施設です  
開かれた施設です  
共感する施設です。
- (8) 入所定員 50名

### 3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	室料
個室 1人部屋	6	38,161円
4人部屋	11	28,365円
多目的ホール(食堂・催事・機能訓練室)	1	
憩いの部屋	2	
一般浴室・特殊浴室・介護室・医務室・静養室	各1	

○居室の変更については、ご利用者の心身の状況の変化があった場合やご利用者及びご家族から居室の変更希望の申し出がある場合、ご利用者やご家族と協議の上決定します。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(職員配置については、指定基準を遵守しています。)

職 種	職務内容	職員数	基準
施設長(管理者)	施設の統括	1	1
生活相談員	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援・相談等	1	1
介護職員	日常生活上の介護及び健康保持のための相談や助言等	常勤23以上	21
看護職員	健康管理や療養上の世話。日常生活上の看護、介助等	常勤3以上	3
機能訓練指導員	機能訓練を担当	1	1
医師	健康管理及び療養上の指導	非常勤2	1
管理栄養士	献立作成・栄養ケアマネジメント・嗜好調査実施・栄養の評価・調理員指導・給食会議主催	1	1
介護支援専門員	施設サービス計画(ケアプラン)作成・モニタリング	専従1以上	1
事務職員	庶務及び会計事務・施設管理等	常勤 2 非常勤 1	
調理員	給食の調理・食器洗浄等	常勤 4 非常勤 4	

#### 【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週 火曜日 午後 内科 木村 哲也 (木村ファミリークリニック) 月 1回 金曜日 午後 眼科 藤井 洋子 (ブルークリニック)
介護職員	早出 4名、日勤 2名、遅出 4名、夜勤 3名
看護職員	日勤 3名
機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	日勤 1名 (他 2名兼務)

## 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容や、サービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 介護支援専門員が施設サービス計画の原案やそのために必要な調査等を行う。
- ② 担当介護支援専門員は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に説明し、同意を得たうえで決定。
- ③ 施設サービス計画は、3カ月に1回、もしくはご利用者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要性のある場合には、ご利用者またはご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ⑤ 施設サービス計画書の作成・実施にあたっては、全職員が情報を共有します。

## 6. 当施設が提供するサービスと利用料金（利用料金は別途記載）

### （1） 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、収入状況に応じて8割又は7割）が介護保険から給付されます。\*介護保険負担割合証に記載のある割合をご負担。

#### ① 食事サービス

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の身体の状況および嗜好を配慮し、栄養状態の改善・維持に努めています。

自立支援のため離床して食堂等において食事をとっていただくことを原則としています。食事時間は下記を基本としてその方に合わせて配慮しています。

朝食\*7:45~8:30      昼食\*11:45~13:00      夕食\*17:45~19:00

#### ② 入浴サービス

入浴は週2回行います。（入浴できない方は全身清拭します）

寝たきりの方でも特別浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 機能訓練

現在できることを継続して行えるよう心身等の状況に配慮し、日常生活の中で出来ることはご自分で行って頂けるように支援します。

#### ⑤ 健康管理

医師や看護職員が介護職員と連携して、健康管理を行います。

#### ⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮し、生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮し、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

本人が行うことのできない手続き等や本人に関わる医療保険証の管理・必要な更新又は代行を支援します。

### （2） 介護保険の給付対象とならないサービス

#### ① レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。但し、材料費の実費、手芸等クラブ活動、外食・喫茶（外出時等）料金をいただきます。

主な行事予定とその内容（例）		
1月	お正月祝い行事・初詣・新春琴演奏会・とんど焼き	誕生日会（毎月）
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	ひな祭り	
4月	お花見	
5月	春の外出・母の日	喫茶サービス（月曜）
6月	父の日・車椅子ウォーキング・喫茶ツアー	
7月	七夕祭	
8月	盆帰省	
9月	愛光苑祭り・敬老式典	
10月	秋の外出・ゲーム大会	
11月	備中神楽鑑賞・浦安小学校文化展出品	
12月	クリスマス行事・餅つき・望年会	

## ② 個人の整容その他の代金

理髪・美容：月に2回、理・美容師の出張による理・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：散髪1回あたり2,000円（顔そり500円、ブロー500円）

栄養補助食品の購入（通常の食事に追加する場合、検討時には必ずご相談します）

電気代：個別に負担が必要と認められる電気製品（一ヶ月15日以上在所・個数×500円）

ご利用者やご家族の希望による特別な移送に係る費用（片道 1800円）

行事や外出時に必要になる費用

\*個人に必要なとなった物は施設の立替金で購入し、後日請求させていただきます。

## ③ 貴重品の管理

ご利用者（ご家族）の特別なご希望により、貴重品管理のお手伝いをします。

○管理する金銭の形態：預金通帳等、現金（施設内で必要とされる範囲内）

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

預かり証の発行：預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者（施設長）へ提出していただきます。

保管管理者は届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行い、出入金の都度、記録を作成し、開示要求があれば直ちに行える様保管します。

2か月に一度、通帳の残高の複写をご家族へ送付します。

### （3）利用料金のお支払い方法

請求は翌月15日までにします。

お支払いについては、25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

※1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいた金額とします。

#### ① 下記の金融機関口座からの自動引き落とし（申請書はお渡しします。）

○トマト銀行      ○ゆうちょ銀行

#### ② 指定口座への振込み

○トマト銀行 岡山南営業部 普通預金7776261 特別養護老人ホーム愛光苑施設長 筒井恵子

○ゆうちょ銀行 15430-7205611 特別養護老人ホーム愛光苑施設長 筒井恵子

#### ③ 苑内窓口での現金支払いのみ、月末までの期限とし、平日の9時から17時でお願いします。

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

##### ① 協力医療機関

岡山中央病院	岡山市北区伊島北町6-3	086-252-3221
岡山労災病院	岡山市築港緑町1-10-25	086-262-0131
岡山博愛会病院	岡山市中区江崎456-2	086-274-8101
木村ファミリークリニック	岡山市南区泉田66-6	086-902-0007

##### ② 協力歯科医療機関

島津歯科医院	岡山市南区郡1440	086-267-2067
コープ倉田歯科	岡山市中区倉田680-1	086-237-8888

### 7. 施設ご利用に当たっての留意事項

#### (1) 利用上の留意事項

- ① 施設及び敷地をその本来の用途に従って利用し、集団生活の規則を遵守して下さい。  
故意に、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ③ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ④ ご利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びその家族等と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- ⑤ 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### (2) ご利用者からの契約解除

契約の有効期間であっても、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ ご利用者が入院された場合。
- ④ 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。
- ⑦ 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。

### (3) ご利用者が病院等に入院または外泊された場合の対応について

施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合及び外泊の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等3ヵ月間以内の入院の場合 退院後再び施設に入所することができます。
- ② 3ヶ月を超える入院の場合 3ヶ月以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても、退院された場合には状態により、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるように努めます。

### ③ 入院・外泊される場合

介護保険負担費用・食費は日割り計算となります。但し入院期間中であっても、特別養護老人ホーム空室の利用の考え方に沿って、居室の利用料金をご負担いただきます。

○1日多床室915円／個室1,231円

○入院・外泊期間中、初日～6日目迄、1日につき約252円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。7日間の間に月をまたぐ場合は最大14日間に渡る。

### ④ 外泊・外出時の注意

事前の申し出と所定の申出書の提出をお願いいたします。

送迎は基本的に行えませんが業者への依頼・用具貸出等、相談に応じます。

### (4) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、施設はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8. 施設の義務及び留意事項

### (1) 施設及びサービス従事者の義務

① 施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

② 施設はご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ 施設及びサービス従事者は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

⑤ 施設は、ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の援助を行うものとします。

⑥ 施設はご利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し ご利用者またはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。

### (2) 守秘義務等

① 施設及びサービス従事者は、介護施設サービスを提供する上で知り得たご利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した

後も継続します。

### **(3) 施設からの契約解除**

施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。但し、次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が介護保険の指定を取り消された場合、解散、破産又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者による、サービス利用料金の支払いが1カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ⑤ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ ご利用者が連続して3ヶ月以上病院等に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

### **(4) 施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能**

施設は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## **9. 緊急時等の対応**

施設は、介護サービス提供を行っている時に、ご利用者に病状の急変が生じた場合や、その他の場合は、速やかに嘱託医師や家族に連絡を行い必要な措置を講じます。

## **10. 事故発生時の対応**

**(1) 施設は本契約に基づくサービスの実施により事故が発生した場合、迅速な事故処理を行う。**

また速やかに、家族、嘱託医に連絡し、岡山市事業者指導課（市町村）に報告します。

施設は事故が発生した際にはリスクマネジメント委員会等でその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じ、職員に徹底します。

**(2) 施設は本契約に基づくサービスの実施に従って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。**

守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者に故意又は、過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には損害賠償額を減じることができるものとします。

**(3) 損害賠償がなされない場合**

施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- ② ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご利用者が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合
- ⑤ ご利用者が、家庭でも起こりうる転倒・誤嚥など

## 11. 身元引受人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。

施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、遺留品を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただきます。

\*入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結する事は可能です。

## 12. 苦情の受付について

ご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、意見箱を置き、苦情窓口を設置します。施設は、責任者会議・サービス向上委員会・リスクマネジメント委員会において検討し改善を行います。

匿名の場合や、個人情報に関しないものについては、廊下に掲示して回答すると共に改善を行いません。

関係する書類は完結後の5年間の保管を行います。

苦情申立てに関連しては、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行います。

苦情解決責任者：施設長 筒井恵子 086-265-0877

受付担当者：相談員 谷崎博明 086-265-0877  
：第三者委員 家族会・その他の方の電話番号は廊下に掲示

行政窓口：岡山市事業者指導課 086-212-1014  
岡山市介護保険課 086-803-1240  
国民健康保険団体連合会 086-223-8811 (介護サービス苦情相談窓口)  
岡山県社会福祉協議会 086-226-2822

## 13. 非常災害対策

施設は非常災害に備え。機器を維持管理するとともに次の各号に掲げる事項を定期的実施し、災害の防止に努めます。

- (1) 消火・避難・警報その他、防災に関する設備及び火災発生等の恐れのある箇所の点検整備
- (2) 年2回の非常災害想定避難訓練実施
- (3) 防災計画策定

#### 14. 身体拘束に関する事項

ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、サービス向上委員会で検討した上で、施設長及び家族の承諾を得て、身体拘束を行うことがある。拘束の状況は定められた様式に記録し、状況に応じて拘束解除の検討を行い、拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。（詳細は別途定める）

#### 15. 虐待の防止のための措置に関する事項

ご利用者に対する虐待を発見した場合は、迅速かつ適切に各部署の主任等に報告し、責任者会議において検討する。また毎年職員に虐待防止の啓発・普及の為の研修を実施する。

#### 16. 成年後見制度について

成年後見制度について、利用活用の希望があれば利用支援いたします。

#### 17. 個人情報保護に関する事項

個人情報保護に関する法を遵守するため、施設長を個人情報保護管理者とし、個人情報を取得する場合には、利用目的を特定し本人又はご家族の同意を得る。目的以外に利用する場合、第三者に情報を提供する場合には、その都度本人又はご家族の同意を得るものとする。

個人ケースファイル、サービス計画等個人が特定できる情報の保管・持ち出し・複写等に関しては、厳重に管理するものとする。

本人またはご家族から個人情報の開示を求められた場合には、適切・迅速に対応する。

個人情報の取り扱いに関する事項の見直し・職員研修を行い、苦情があった場合には、適切・迅速に対応するものとする。

②施設は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する身体等の情報を提供できるものとします。（但し、入所者に医療上必要性がある場合には医療機関）

令和6年10月1日改定

指定介護福祉施設入所申請に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム愛光苑

説明者

印

# 料金表

令和 6年 8月 1日 改訂

◎ 施設利用料金 = ①介護保険利用負担金(加算含む) + ②居室料金 + ③食費 + ④雑費(重要事項本誌記載)

## ① 介護保険利用負担金(介護保険負担割合証に応じた金額。表示は1割)

	2~4人部屋・個室(31日 / 1日)			
要介護1	23,975	円	/	773 円
要介護2	26,473	円	/	854 円
要介護3	29,077	円	/	938 円
要介護4	31,575	円	/	1,019 円
要介護5	34,036	円	/	1,098 円

◎ 加算に関して、施設、または個人状況に応じ変更することがございます。またこの料金表は目安であり個々の状況に応じ、正確な料金を示すものではございません。

## ②・③ 居室料金と食費(介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はご提示ください)

入所者が属する世帯	② 居室料金(31日 / 1日)		③ 食費(31日 / 1日)	
第4段階(課税世帯)	多床室	28,365円 / 915円	44,950円 / 1,450円	
	個室	38,161円 / 1,231円		
第3段階② (非課税世帯120~)	多床室	13,330円 / 430円	42,160円 / 1,360円	
	個室	27,280円 / 880円		
第3段階① (非課税世帯80~)	多床室	13,330円 / 430円	20,150円 / 650円	
	個室	27,280円 / 880円		
第2段階(非課税世帯)	多床室	13,330円 / 430円	12,090円 / 390円	
	個室	14,880円 / 480円		
第1段階(非課税世帯)	多床室	0円 / 0円	9,300円 / 300円	
	個室	11,780円 / 380円		

## ◎ 体制加算(介護保険利用負担金に含まれているもの)

日常生活継続支援加算	36円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合算定。(認知症・重度介護者の割合・入所者に対する介護福祉士の割合)
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合算定。(常勤の看護師を一名以上配置・24時間看護師と連携を摂れる状態にあること)
夜勤職員配置加算Ⅰ	28円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、夜間に看護師の配置または痰の吸引等の実施が出来る職員を配置している場合算定。
科学的介護推進体制加算	40円/月	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するための加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1,683円~ 2,383円/月	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合に、所定総単位数に89/1000を乗じた単位を算定(個人により単位数が異なる)

## ◎ 個別の加算(個人の状況によって介護保険利用負担金に加算されるもの)

入所時初期加算	30円/日	入所日から起算して30日。30日を超える入院後の再入所をした場合所定単位を算定 上限は30日
安全対策体制加算	20円/回	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合算定。入所月に算定
療養食加算	6円/回	医師の指示のもと、厚生労働大臣が定める療養食・治療食(糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・減塩食等)特別な食事を提供した場合、1食につき1回、日の上限3回とし実績による
入退院時外泊加算	246円/日	入所者が入院及び外泊を行った場合ひと月に6日を限度に算定。2カ月間を限度
看取り介護加算Ⅰ(Ⅱ)	72円/日 144円/日 680円/日 1,280円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、看取り介護を行った場合に算定 退苑日から起算して限度45日迄遡る。さらに条件を満たしている場合(Ⅱ)を算定 Ⅰ~72円×15日・144円×27日・680円(780円)円×2日・1280円(1580円)×1日
経口維持加算Ⅰ	400円/月	経口より食事をする方で摂食機能障害や誤嚥の恐れがある方に対し、各専門職が観察・会議を行い、必要な経口摂食維持のための計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合。認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者の配置、留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催

※ 個別加算は上記以外にも、ご利用者個人の状況に応じて発生しますが事前の内容説明と同意を行います。

## 重要事項説明書別紙②

(31日計算) 単位:円

### 第4段階以上の方(市町村民税世帯課税の方)

	介護保険負担金 1割	食費 1450円/日	居住費		利用者合計		利用者合計	
			多床室(915円)	個室(1,231円)	多床室	個室	多床室	個室
要介護1	23,975	44,950	28,365	38,161	97,290		107,086	
要介護2	26,473	44,950	28,365	38,161	99,788		109,584	
要介護3	29,077	44,950	28,365	38,161	102,392		112,188	
要介護4	31,575	44,950	28,365	38,161	104,890		114,686	
要介護5	34,036	44,950	28,365	38,161	107,351		117,147	

### 第3段階②(世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方)

	介護保険負担金 1割	食費 1360円/日	居住費		利用者合計		利用者合計		高額介護サービス費	
			多床室(430円)	個室(880円)	多床室	個室	多床室	個室	24,600円	15,000円
要介護1	23,975	42,160	13,330	27,280	79,465		93,415		8,975	
要介護2	26,473	42,160	13,330	27,280	81,963	1,873	95,913	11,473		
要介護3	29,077	42,160	13,330	27,280	84,567	4,477	98,517	14,077		
要介護4	31,575	42,160	13,330	27,280	87,065	6,975	101,015	16,575		
要介護5	34,036	42,160	13,330	27,280	89,526	9,436	103,476	19,036		

### 第3段階①(世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方)

	介護保険負担金 1割	食費 650円/日	居住費		利用者合計		利用者合計		高額介護サービス費	
			多床室(430円)	個室(880円)	多床室	個室	多床室	個室	24,600円	15,000円
要介護1	23,975	20,150	13,330	27,280	57,455		71,405		8,975	
要介護2	26,473	20,150	13,330	27,280	59,953	1,873	73,903	11,473		
要介護3	29,077	20,150	13,330	27,280	62,557	4,477	76,507	14,077		
要介護4	31,575	20,150	13,330	27,280	65,055	6,975	79,005	16,575		
要介護5	34,036	20,150	13,330	27,280	67,516	9,436	81,466	19,036		

### 第2段階(世帯全員が市民税非課税で本人が年金収入等80万円以下の方)

	介護保険負担金 1割	食費 390円/日	居住費		利用者合計		利用者合計		高額介護サービス費	
			多床室(430円)	個室(480円)	多床室	個室	多床室	個室	15,000円	
要介護1	23,975	12,090	13,330	14,880	49,395		50,945		8,975	
要介護2	26,473	12,090	13,330	14,880	51,893		53,443		11,473	
要介護3	29,077	12,090	13,330	14,880	54,497		56,047		14,077	
要介護4	31,575	12,090	13,330	14,880	56,995		58,545		16,575	
要介護5	34,036	12,090	13,330	14,880	59,456		61,006		19,036	

### 第1段階(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方)

	介護保険負担金 1割	食費 300円/日	居住費		利用者負担		利用者負担		高額介護サービス費	
			多床室	個室(380円)	多床室	個室	多床室	個室	15,000円	
要介護1	23,975	9,300	0	11,780	33,275		45,055		8,975	
要介護2	26,473	9,300	0	11,780	35,773		47,553		11,473	
要介護3	29,077	9,300	0	11,780	38,377		50,157		14,077	
要介護4	31,575	9,300	0	11,780	40,875		52,655		16,575	
要介護5	34,036	9,300	0	11,780	43,336		55,116		19,036	

### 介護保険負担割合(2割・3割対象者)

	介護保険負担金		食費 1450円/日	居住費		利用者負担(2割)		利用者負担(3割)		高額介護サービス費	
	2割	3割		多床室(915円)	個室(1,231円)	多床室	個室	多床室	個室	44,400円	
要介護1	47,950	71,925	44,950	28,365	38,161	121,265	131,061	145,240	155,036	3,550	27,525
要介護2	52,946	79,419	44,950	28,365	38,161	126,261	136,057	152,734	162,530	8,546	35,019
要介護3	58,154	87,231	44,950	28,365	38,161	131,469	141,265	160,546	170,342	13,754	42,831
要介護4	63,150	94,725	44,950	28,365	38,161	136,465	146,261	168,040	177,836	18,750	50,325
要介護5	68,072	102,108	44,950	28,365	38,161	141,387	151,183	175,423	185,219	23,672	57,708

ご利用者の状態により別に加算が加わる場合があります。

令和6年8月1日  
改定